

(趣旨)

第1条 東京都市大学ダイバーシティ推進委員会(以下「委員会」という。) 規程第6条第2項の規定に基づき、ダイバーシティ推進室(以下「推進室」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第2条 推進室は、委員会が決定したダイバーシティ推進に関する方策を推進・実施することを任務とする。

(構成)

第3条 推進室は、次の者をもって構成する。

- (1) 室長
- (2) 教育職員及び技術職員の中から各学部長等の推薦により室長が指名した者
- (3) 事務職員の中から総合企画局長が指名した者
- (4) その他ダイバーシティの推進に関し専門的知識を有し、室長が必要と認めた者

(室長)

第4条 室長は、学長が指名する。

2 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 室長は、推進室の業務を統括する。

(室員)

第5条 室員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 必要に応じて室員の中から副室長を置くことができるものとし、室長事故ある時は職務を代行する。

3 副室長の指名は室長が行う。

(所管部署)

第6条 この内規の所管部署は、企画・広報部企画・広報課とする。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、委員会の議を経て委員長が行う。

付 則(令和6年3月26日)

この内規は、令和6年4月1日から適用する。